

世田谷区理容師法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、理容師法（昭和22年法律第234号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(理容の業を行う場合に講ずべき措置)

第2条 法第9条第3号の条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- (1) 清潔な作業衣を着用すること。
- (2) 顔面作業の際は、マスクを使用すること。
- (3) 身体は、常に清潔に保つこと。
- (4) 首巻き及びまくら当てに紙製品を用いる場合は、客1人ごとに廃棄すること。
- (5) 客用の被布は、白色その他の汚れが目立ちやすい色の清潔な布片を使用すること。
- (6) 消毒済の器具は消毒済物品容器に、未消毒の器具は未消毒物品容器に収めておくこと。
- (7) てい毛用のカップその他の客の皮膚に接しない器具で客1人ごとに汚染するものは、常に清潔に保つこと。
- (8) 洗髪をする場合は、洗髪器を常に清潔に保つこと。
- (9) 消毒薬は、随時取り換え、常に清潔に保つこと。

(理容所について講ずべき措置)

第3条 法第12条第4号の条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- (1) 理容を行う1作業室の床面積は、13平方メートル以上であること。
 - (2) 1作業室に置くことができる理容椅子の数は、1作業室の床面積が13平方メートルの場合は3台までとし、3台を超えて置く場合の床面積は、13平方メートルに理容椅子1台を増すごとに4.9平方メートルを加えた面積以上とすること。
 - (3) 作業室には、作業中の客以外の者をみだりに出入りさせないこと。
 - (4) 消毒済物品容器及び未消毒物品容器を備えること。
 - (5) 理容を行うために十分な数量の器具及び客用の布片を備えておくこと。
- 2 社会福祉施設その他の施設で規則で定めるものに開設する理容所で専ら身体の障害、疾病その他の理由により前項に規定する措置に適合する理容所において理容を受けることが困難な者(以下「利用困難者」という。)に対して理容の業を行うものの1作業室の床面積は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、利用困難者の状況に照らして理容の実施上又は衛生の保持上支障のない十分な広さとする。

(理容所以外の場所で業を行うことができる場合)

第4条 理容師法施行令（昭和28年政令第232号）第4条第3号の条例で定める場合は、次のとおりとする。

- (1) 社会福祉施設その他の施設等で規則で定めるものにおいてその入所者に対して理容を行う場合
- (2) 演劇に出演する者その他これに類する者に対してその出演等の直前に理容を行う場合